

1 検討の趣旨

成年後見制度利用促進 基本計画の趣旨

「利用者に寄り添った運用」として、「後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく**意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用**」へ改善を進める。

従前の実務

財産の多寡を主要な考慮要素として報酬を算定

特に財産管理面での事務負担が財産の多寡と相応の相関関係にあることを前提に、客観的で分かりやすい考慮要素として実務に定着

- ✓ 実際の**事務の内容や負担の程度等に見合わない報酬額**になる事案の存在
- ✓ **身上保護や意思決定支援の側面**を適切に評価する必要があるが、財産の多寡により評価することは困難

報酬額を算定する際の基本的な考え方

- ✓ 後見人が実際に行った**事務の内容や負担の程度等**を考慮して報酬を算定する
- ✓ 後見人がその事案において**必要な事務を行わなかった場合は、報酬を減額する**

中間検証報告

後見人等の報酬については、本人や親族から、後見人等が身上保護等の観点も踏まえた十分な後見事務を行っておらず後見人等への報酬支払について負担感が大きいと感じられるケースがあるとの指摘がある一方で、専門職団体等から、本人の財産が少ない事案では、後見人等の行った事務の量や専門性等に見合う報酬額が付与されていないとの指摘もある。後見人等の報酬の在り方は、後見人等を選任する際に期待した役割を後見人等がどのように果たしたかという評価の問題であり、後見人等の選任の在り方とも密接に関連する…

2 検討の視点

事務の内容や負担の程度等に応じた報酬

(→事務の内容や負担の程度等の適切な評価)

- ✓ 評価の前提となる、後見人に期待される事務の内容の整理
- ✓ 身上保護や意思決定支援も適切に評価
- ✓ 専門職後見人に期待される役割の整理と適切な評価
- ※ 成年後見制度の担い手を確保する観点にも通じる
- ※ 本人資産が少ない場合でも制度を適切に利用できることが重要

予測可能性の確保

成年後見制度の利用しやすさを確保する観点から重要

報告事務の負担にも配慮

裁判所が評価に必要なかつ十分な情報を得られるとともに、後見人等の報告の事務負担が重くなりすぎないようにする必要

「裁判事項」であることによる報酬算定の在り方検討の構造的な難しさ

本来、個別の事案に応じた個々の裁判体による事後的・個別的判断
(裁判の独立)

→ 一般的・抽象的・一律の運用指針や算定基準等の策定はできない。

中間検証報告

本人の資産が少ない場合においても制度を適切に利用することができるようにすることが重要であり、そのためには、担い手の確保とその報酬の在り方、申立費用や報酬の助成制度の推進等について併せて検討していく必要がある。

報酬の算定に当たっては、身上保護や意思決定支援等を重視した運用とする観点や、成年後見制度の担い手を確保する観点も踏まえ、財産管理事務のみならず身上保護事務についても適切に評価し、後見人等が実際に行った事務の内容や負担等に見合う報酬とすることや、一定の目安を示すことなどにより予測可能性を高めて分かりやすいものとする事、後見人等の事務負担にも配慮した手続とすることが望まれる。

報酬算定の基本的な考え方について

3 検討の経過

最高裁判所

各家庭裁判所

平成30年6月～ 専門職団体との協議

- ✓ 選任の在り方と併せ、報酬の在り方についても議論
- ✓ 報酬付与の対象となる事務の内容等の整理

各家庭裁判所への情報提供

事務の整理を前提とした算定の考え方の検討
～大規模家裁での検討をベースに全国の家裁裁判官を含む協議の場を
繰返し設定～

令和元年7月
利用者の立場を代表する団体からのヒアリング(第1回)
※ 専門職団体も参加

各家庭裁判所への情報提供

基本的な事務は財産管理事務・身上保護事務・報告事務に分け、それぞれの事務をひとまとまりとして評価し、付加的な事務は事務ごとに評価する

基本的な事務 …全ての事案において後見人が必ず行うことが想定されている事務

付加的な事務 …事案ごとに必要に応じて行うことが想定されている事務

就任時固有の事務 …後見人に就任した際に行うことが想定されている事務

継続中の事務 …就任時・終了時以外の後見継続中に行うことが想定されている事務

終了時固有の事務 …後見が終了した際に行うことが想定されている事務

💡 後見人が行った**事務の内容や負担等に応じて報酬を付与**し、**財産管理事務のみならず身上保護事務についても適切に評価**して、報酬を算定するという方向性自体については、利用者側からも概ね異論がなかった。
(令和元年11月 第3回中間検証WGで報告)

令和3年6月
利用者の立場を代表する団体からのヒアリング(第2回)
※ 専門職団体も参加

各家庭裁判所への情報提供

- ✓ 全国的な意見交換をベースとした基本的な考え方について、一定程度具体的な報酬算定のイメージを示して意見を聴く機会
- ✓ 利用者側に加え、担い手側の意見も得た上で、相互に他方の意見も踏まえたヒアリングを実施

現在、2回目のヒアリングの結果を踏まえ、実際の運用を見据えて裁判所内部で引き続き検討中。

- 1 基本的な理念について
- 2 報酬算定に対する予測可能性について
- 3 標準的な事案における基本的事務に係る報酬額と加算・減算のイメージについて
- 4 標準的な事案のイメージと事案のバリエーションについて
- 5 報酬算定における専門職後見人の専門性について
- 6 報酬助成制度の拡充について
- 7 総合支援型監督人について



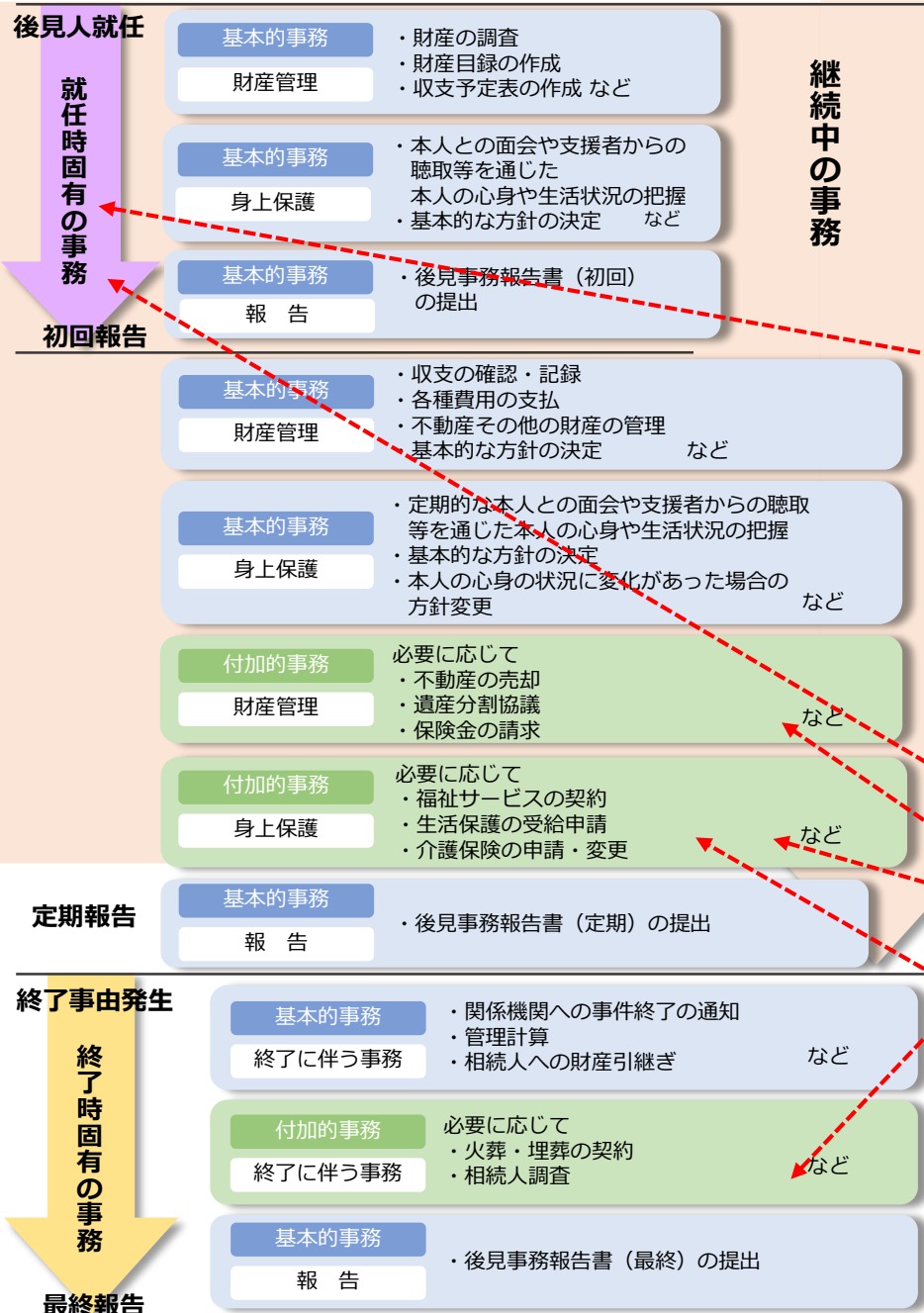
令和3年度後見人の報酬の在り方に関するヒアリング（結果概要）

最高裁判所事務総局家庭局



※ ヒアリングの結果概要については【参考資料】参照

第2回ヒアリングの結果を踏まえた家庭裁判所における考え方の整理（概要）



報酬額が増減する事情

事案の困難性(負担の多寡)等に応じて金額の増減があり得る。



標準な事案の水準よりも報酬額が加算・減算される事案のイメージの整理

局面に応じた報酬の増減のイメージ

例えば、基本的な状況把握や課題・方針の検討等が必要となる**就任時**の報酬(基本的業務)は相応の報酬額になるのに対し、課題がなく(又は解消され、)収支や生活状況が安定している時期においてはベーシックな報酬額が算定されるイメージ

専門職の専門性を要する(専門性が発揮される)事務の評価

- ✓ 初期段階で後見事務の長期的安定の土台形成に向けて発揮される専門性を適切に評価。
- ✓ 専門的知見等を要する課題が解決された場合には専門性を適切に評価。

身上保護事務


身上保護事務については、個々の法的事務単位ではなく、チーム支援による一連のプロセスに着目。
※ 各事務の位置付けについては、更に慎重な検討を要する。

第2回ヒアリングの結果を踏まえた家庭裁判所における考え方の整理（各論）


1 専門職後見人の専門性を要する(専門性が発揮される)事務の事務負担の適切な評価

後見事務のうち、その性質上、専門性に係る評価が典型的に想定される例

就任時固有の事務・・・本人の課題・ニーズの把握、財産調査、収支予定や財産管理・身上保護の基本的方針の決定など、その後の事務の長期安定の土台形成のために重要。

 専門職後見人が選任される事案は、**財産や生活状況に関する情報の取得が困難**、**本人・親族・支援者の意向を踏まえた方針の決定が複雑で専門性を要する**場合が多く、適時・適切な事務遂行に対する適切な評価が必要。

付加的事務・・・訴訟等の紛争解決、不動産売却に伴う登記手続など、**専門的知見等を要する**場合がある。

 専門職後見人が当該課題に求められる専門性を有すると認められる場合には、同様の事務を専門家に委任した場合の報酬水準(例えば弁護士が後見人として訴訟を遂行した場合には、法テラスの代理援助立替基準)を参照するなど、適切な評価が必要。

2 標準的な事案の水準よりも報酬額が加算・減算される事案のイメージ

具体的な運用を意識し、**標準的な事案の水準よりも報酬額が加算・減算される具体的な事案のイメージを整理する必要**。

加算される事例・・・本人に対する虐待の問題がある事案、親族間に紛争のある事案、財産の規模・内容等の事情により管理が複雑な事案等

※ 流動資産額が高額であることは、そのことのみをもって直ちに負担が重いとの評価につながるものではない。


※ 本人に対する虐待の問題がある事案や親族間に紛争のある事案のように、負担が重くなる事務を財産管理と身上保護のいずれかに区別して考えることが困難な場合は、事務全体について適切に加算をし、特別な対応を要する場合は付加的事務として評価する。

※ 減算されるべき事例についても引き続き検討する。

3 身上保護事務の評価

- ✓ 個々のカンファレンスや法律行為の結果のみに着目するのではなく(例えば福祉サービスの契約変更などの法的事務の一つ一つに着目して評価するのではなく)、**チームによる支援を含む一連のプロセスを本人の意思尊重を含む本人の福祉という観点から捉えることが重要**。

- ✓ 身上保護事務の性質上、**一般的な類型化になじむか否かを含め慎重に検討**。

 **実務の蓄積を踏まえ、適切な評価の在り方を引き続き検討する必要がある**。
一つの視点として、**在宅事案は施設入所事案よりも対応すべき事務や検討すべき事項が多い傾向がある**との認識を共有した上で、個別の具体的な事情を慎重に考慮して評価していくことが考えられる。

今後の課題

1 予測可能性の確保のための方策(報酬のめやす等)

利用者の予測可能性の確保に向けて各庁において報酬のめやすを作成すること等を検討しており、今年度中にこれに必要な「後見人」と「後見監督人」の報酬算定についての裁判所内部での議論を集約する方向で準備・検討中。

検討課題 「裁判事項」であることと「予測可能性」の確保との両立

- 司法作用としての性質を踏まえた上で一定の範囲で典型的な整理を検討し、その整理を分かりやすく正確に示すと共に、標準的な事案における報酬額のイメージと同時に、個別の事情に応じた増減があり得ること等の全体像をいかに誤解を生じさせることなく示すことができるか。

2 後見事務報告書式等の検討

身上保護・意思決定支援に関する事情や事務の難度が高くなるような事情(メルクマール)を含め、適切な報酬算定上必要な事項の過不足のない把握と報告の負担軽減の両立の観点から書式についても並行して検討。

- 多角的な意見を聴くため、第2回ヒアリングに際し、利用者団体及び専門職団体に報告書式(案)についても意見を照会

検討課題 成年後見制度に関わる立場によって、報告事項として重視すべき部分の視点の置き方や負担を感ずる部分等が異なる

↓
必要な記載事項を慎重に整理した上で報告の内容と負担のバランス調整が必要



3 財産少額事案における報酬の確保 — 報酬助成等の環境整備の問題 —

新たな報酬算定の考え方では、財産額が僅少であっても、事務の内容や負担が重い事案については、その事務の内容や負担に応じた報酬を算定すべきことになる。

- ✓ 制度の利用者の立場からは、本人が継続して支払える報酬額でないと、同制度の利用の継続、促進に繋がらないとの指摘
✓ 制度の担い手の立場からは、算定された報酬額が回収できない事態が少なからず生じる可能性があり、このような無報酬事案の存在が、制度の担い手の確保の妨げともなるとの指摘

検討課題 新たな報酬算定の運用の基盤となる報酬助成等の環境整備の問題 ⇒ 運用開始時期にも影響